

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援業務委託仕様書

1 趣旨

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業実施要領に基づき実施する頭書業務を委託する。

2 履行期間

契約締結日（令和2年8月中を予定）から令和3年3月31日まで

3 実施場所

- (1) 三田市内において交通の便を考慮した1か所（1教室）とし、公共施設又は受託者の運営する教室で実施する。（市と協議の上最終決定する）
- (2) 公共施設で行う場合は、受託者が場所を確保する。
- (3) 利用者が生活困窮世帯であることが第三者に分からないように配慮し実施すること。

4 実施内容と実施回数等

(1) 学習支援（教科指導）

ア 基本

(ア) 週（月～金曜日）のうち1回（月4回）を標準とし、履行期間中28回以上開催する。→**質疑回答書の番号12を参照のこと。**

(イ) 1回2時間以上とする。

(ウ) 曜日及び時間帯は、市と協議の上決定する。

イ 気象警報発令時や祝日、年末年始（12/29～1/3）と重なる場合は、市と協議の上他の曜日等に振り替えて実施する。

ウ 新型コロナウイルスなどの感染症の流行により施設（教室）で開催できない場合は、市と協議のうえ、代替策を講じる。

エ 開催中止や開催日の変更に係る利用者への連絡は受託者が行う。

(2) 相談、情報提供等

次に掲げる相談等について、(1)とは別に、原則として2か月に1回以上、面談により実施する。

ア 高等学校受験のための相談、情報提供等

イ 利用者を対象とした学習並びに学校生活及び日常生活に係る相談、情報提供等

ウ 利用者の保護者を対象とした子どもの養育・学習に係る相談、情報提供等

(3) 学力テスト

同学年における自己の学力の位置を測り、志望校の選択の参考となる学力テスト（模擬試験等）を、中学2年は年1回以上、中学3年は年2回以上実施すること。なお、受託者以外が実施する学力テストの活用も可とする。

5 利用者の定員

概ね10名程度

6 実施体制

- (1) 市や利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）との連絡調整及び指導員の統括を行う責任者を配置すること。
- (2) 利用者の学習支援においては、実施場所に指導員を2人以上派遣すること。
- (3) 指導員は、中学教科の学習内容及び高等学校受験について指導する能力を十分有していること。
- (4) 責任者及び指導員は、高等学校受験の情報に精通し、相応の相談スキルを有していること。

7 個人情報取り扱い

本業務の実施に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び三田市個人情報保護条例の規定に従って取り扱わなければならない。履行期間終了後においても同様とする。

8 事業計画書・実績報告

- (1) 受託者は、年間の事業計画書を作成し、契約締結後速やかに、市に提出すること。
- (2) 個人ごとにアセスメントを行い、支援計画を立てること。また、支援計画は定期的に評価を行い、適宜見直すこと。
- (3) 月例実績報告書を翌月 10 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出すること。事業実施の内容、利用者等の出席状況、指導員等の従事状況のほか、利用者の学力の変化の状況や面談結果等（主なもの）を記載すること。
- (4) 年間実績報告書を履行期間終了後 2 週間以内に提出すること。(3)をまとめた内容に加えて、本事業を実施した効果（学力・学習意欲・学習習慣などへの影響、高等学校受験の結果）を総合的に検証し記載すること。

9 関係機関等との連携

- (1) 生活保護受給世帯は市福祉事務所（担当ケースワーカー）と、その他の生活困窮世帯は自立支援相談機関（三田市権利擁護・成年後見支援センター）と連携、連絡調整を密に図ること。
- (2) 受託者は、市の要請に基づき、市又は関係機関との定期的又は臨時的な会議に出席すること。

10 苦情等への対応

- (1) 本事業実施に際しての苦情・トラブル、問い合わせへの対応は受託者の責任で行うこと。
- (2) 苦情・トラブルがあったときは、速やかに市に内容を報告すること。

11 その他

- (1) 受託者は、原則として利用者等に対し利用料等の費用負担を求めてはならない。ただし、実費負担について、市と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 利用者等が、事業実施時又は実施場所との往復時に遭遇する事故に備えるため、受託者において適切な保険に加入すること。
- (3) 利用者で欠席が続く者がある場合は、当該利用者には連絡を取り出席を促すとともに、市へ状況を報告すること。
- (4) 厚生労働省が提唱している新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に配慮した運営をすること。
- (5) 以下の厚生労働省通知の趣旨を踏まえて業務を実施すること。
 - ア 厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）で示された「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」中、別添 7「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」
 - イ 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（平成 31 年 3 月 29 日社援地発 0329 第 10 号）